

青森県報

号外第二十七号

令和八年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第十号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号二中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「届出」の下に「並びに同条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出」を加え、同号ホ中「及び助産所」を「助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ヘ中「及び助産所」を「助産所及びオンライン診療受診施設」に、「開設者」を「病院、診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号ル中「管理者」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号カ中「開設後の届出」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置の届出に係る事項の変更

の届出」を加え、同条第十五号リ及び第二十号中「及び結核診療協議会」を削り、同条第二十二号中テをミとし、マからエまでをアからメまでとし、同号ヤ中「オ」を「コ」に改め、同ヤを同号テとし、同号中クをエとし、オをコとし、ノをケとし、同ケの次に次のように加える。

フ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出の受理に関すること。

第四条の三第二十二号中「第七条第一項」を「第六条第四項、第七条第一項、第十三条第四項」に改め、同キを同号オとし、同オの次に次のように加える。

ク 令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付に関すること。

ヤ 令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付に関すること。

マ 令第二条の九第三項及び第二条の十の規定による地域連携薬局等の認定証の受理に関すること。

第四条の三第二十二号中ウをノとし、ムをキとし、同号ラ中「薬局開設者」の下に「、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の開設者」を加え、同ラを同号ウとし、同号中ナをムとし、ヨからネまでをレからラまでとし、同号カ中「ワ」を「ヨ」に改め、同カを同号タとし、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、同号ヌ中「ニ及びホ」を「ヘ及びト」に改め、同ヌを同号ヲとし、同号中リをルとし、チをヌとし、同号ト中「ヘ」を「チ」に改め、同トを同号リとし、同号中ヘをチとし、ロからホまでをニからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定に関すること。

ハ 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定に関すること。

第十三条第一項第十三号から第二十四号までを次のように改める。

十三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の施行に関すること。

イ 第十九条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関すること。

ロ 第二十条第一項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定に関すること。

ハ 第二十条第二項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の

届出の受理に関する事。

二 第二十条第三項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定の取消しに関する事。

ホ 第二十一条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する事。

ヘ 第二十二条第一項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定に関する事。

ト 第二十二条第二項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の受理に関する事。

チ 第二十二条第三項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定の取消しに関する事。

十四から二十四まで 削除

第十三条第一項第二十五号ハ中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同項第四十五号イ中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同号ロ中「第十八条第十八項」を「第十八条第十九項」に改め、同号中スを削り、セをストし、ムからモまでをウからセまでとし、ラの次に次のように加える。

ム 第五十七条の九第一項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による情報通信環境整備事業の計画等の認可に関する事。

第十八条第一項第五号中ヤをマとし、ソからクまでをツからヤまでとし、レの次に次のように加える。

ソ 第四十八条の二十九の三の規定による防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限に関する事。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭